

資料4

公的年金等控除における 合計所得金額について

総務省自治税務局市町村税課

公的年金等控除の概要

公的年金等所得
(課税対象額)

=

公的年金等収入

-

公的年金等控除

公的年金等控除額

【改正前(～令和2年度分)】

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除	50万円
②定率控除 (定額控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
720万円を超える部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	120万円
65歳未満の者	70万円

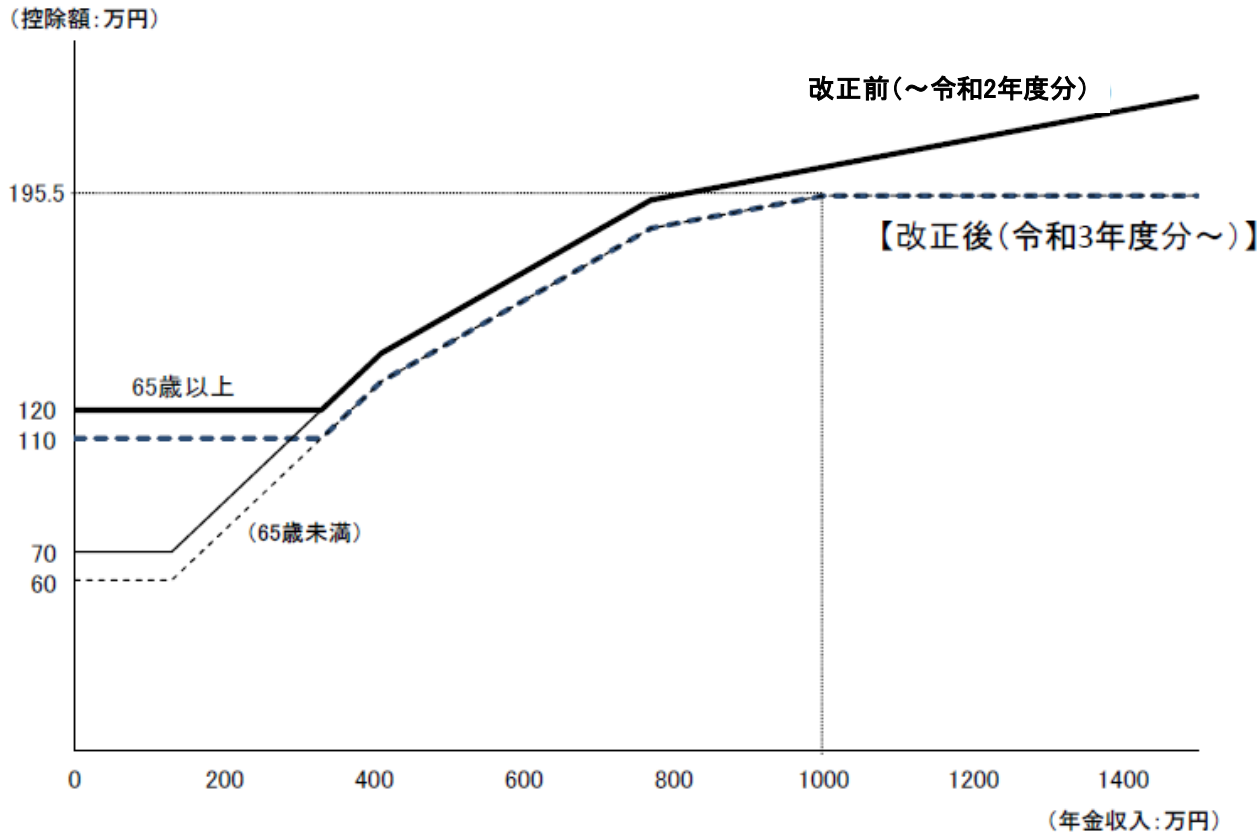
【改正後(令和3年度分～)】

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除	40万円
②定率控除 (50万円 控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	110万円
65歳未満の者	60万円

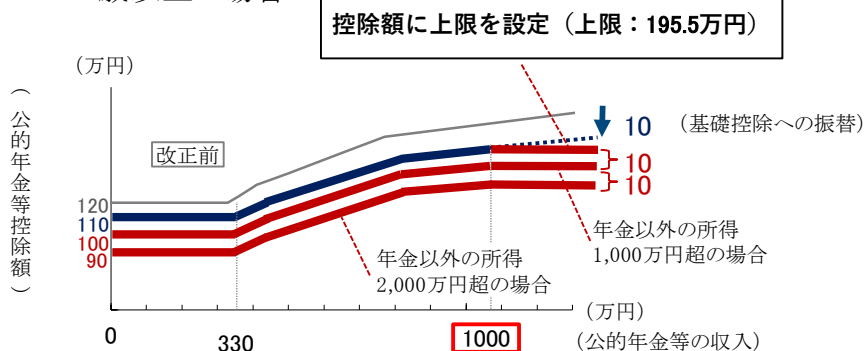
(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

【改正後】基礎控除を10万円引き上げる(給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替。)



- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
 - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。
 - ② 年金以外に特に高額な副収入（1,000万円超：0.5%）がある年金受給者の控除額を引き下げる。

<65歳以上の場合>



- （注）65歳未満の場合、最低保障額（改正前70万円）は、
- ・ 基礎控除への振替により60万円、
 - ・ 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
 - ・ 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

<公的年金等控除の見直し(令和3年度分)>

次の定額控除の額及び定率控除の額の合計額（その合計額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）

- ・ 定額控除 40万円（30万円）〈20万円〉
- ・ 定率控除 【50万円控除後の公的年金等の収入金額】

360万円以下の部分	25%
360万円超720万円以下の部分	15%
720万円超950万円以下の部分	5%
- ・ 最低保障額

65歳未満	60万円（50万円）〈40万円〉
65歳以上	110万円（100万円）〈90万円〉

※ （ ）内の金額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合であり、〈 〉内の金額は、2,000万円超である場合である。

参照条文(所得税法)

(雑所得)

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3 略

4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号及び第三号において「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」という。）が千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が六十万円に満たない場合には、六十万円）

イ 四十万円

ロ その年中の公的年金等の収入金額から五十万円を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該残額が三百六十万円以下である場合 当該残額の百分の二十五に相当する金額

(2) 当該残額が三百六十万円を超え七百二十万円以下である場合 九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額

(3) 当該残額が七百二十万円を超え九百五十万円以下である場合 百四十四万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

(4) 当該残額が九百五十万円を超える場合 百五十五万五千円

二 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が千万円を超え二千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円に満たない場合には、五十万円）

イ 三十万円

ロ 前号ロに掲げる金額

三 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が四十万円に満たない場合には、四十万円）

イ 二十万円

ロ 第一号ロに掲げる金額

参照条文(地方税法)

(所得割の課税標準)

第三百十三條 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、同法第六十條の二から第六十條の四までの規定の例によらないものとする。

3～16 略

(退職所得の課税の特例)

第三百二十八條 第二百九十四條第一項第一号の者が退職手当等（所得税法第九十九條の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本款において同じ。）の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三百十三條、第三百十四條の三及び第三百十八條の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本款に規定するところにより、当該退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在の市町村において課する。

- 平成30年度改正において、公的年金等控除を合計所得金額に応じて判定する仕組みが創設され、個人住民税においても、令和3年度課税以降、公的年金等控除の算定のため、退職所得を含めた合計所得金額を把握する必要がある。
- これは、公的年金等控除が所得計算上の控除であり、地方税法上に特別の定めがなく、所得税の例によることとされていることによるもの。
- 市町村においては、確定申告書等により、当該合計所得金額を把握することは可能ではあるが、今年度に入って、退職所得を把握するのに相当の労力がかかるとの意見が寄せられている。